

残留性有機汚染物質に関するストックホルム 条約(POPs条約)新規対象物質の 化審法第一種特定化学物質への指定について

平成27年6月15日(月)
環境省総合環境政策局環境保健部
企画課 化学物質審査室

1

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)

<目的>

- 人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止。

<所管>

- 厚労省、経産省、環境省の3省で共管。

<主な措置内容>

残留性(Persistence) 生物蓄積性(Bioaccumulation) 長期毒性(Toxicity)

○ PBTをもつ物質の製造・使用の原則禁止(第一種特定化学物質)

- 残留性、長期毒性をもつ物質の製造・使用の制限、表示義務
(第二種特定化学物質)
- 新たに製造・輸入する新規化学物質の残留性、蓄積性、長期毒性等の審査

2

化審法第一種特定化学物質

○第一種特定化学物質

- ・ 難分解性、高蓄積性、人又は高次捕食動物への長期毒性がある物質
- ・ 規制措置:
 - 製造・輸入の許可及び使用の制限
 - 第一種特定化学物質が使用されている製品の輸入制限
 - 第一種特定化学物質の指定等に伴う回収等措置命令
 - 例外的に許容される用途での使用(技術上の基準適合・表示の義務)
- ・ 対象物質: 30物質
 - ポリ塩化ビフェニル
 - ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上のものに限る。)
 - DDT
 - ヘキサクロロブター1, 3-ジエン
 - PFOS又はその塩
 - PFOSF
 - テトラブロモジフェニルエーテル
 - ペンタブロモジフェニルエーテル
 - ヘキサブロモジフェニルエーテル
 - ヘプタブロモジフェニルエーテル
 - エンドスフルファン
 - ヘキサブロモシクロドデカン 等

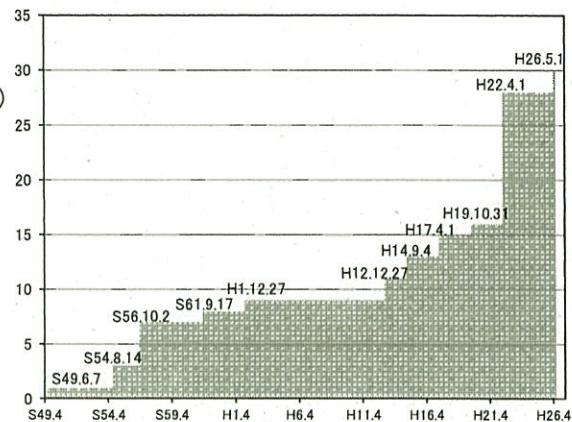
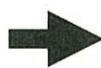


図 第一種特定化学物質の指定物質数の推移 3

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約) ポップス

POPs(Persistent Organic Pollutants 残留性有機汚染物質)

- = ①毒性があり、
②分解しにくく、
③生物中に蓄積され、
④長距離を移動する物質。



1カ国に止まらない国際的な汚染防止の取組が必要。

POPsによる汚染防止のため、国際的に協調してPOPsの廃絶、削減等を行う。

- 2001年5月採択、我が国は2002年8月に締結、2004年5月発効。
- 2015年6月現在、178ヶ国(カナダ、ドイツ、フランス、英国、ロシア等)及び欧州連合が締結。
- 締約国会議(COP)は2年に1回、これまで7回開催。
- 専門・技術的事項は、COPの下での残留性有機汚染物質検討委員会(POPRC)で審議される。

POPs条約に基づき各国が講ずべき対策

1. 附属書Aに掲載されている物質について、製造・使用を禁止(適用除外の規定あり)

アルドリン、エンドスルファン類、エンドリン、クロルデコン、クロルデン、ディルドリン、ヘキサクロロシクロヘキサン類、ヘキサクロロベンゼン、ヘキサブロモビフェニル、ヘプタクロル、ペントクロロベンゼン、ポリブロモジフェニルエーテル類、マイレックス、トキサフェン、PCB、ヘキサブロモシクロドデカン

2. 附属書Bに掲載されている物質について、製造・使用を制限(適用除外の規定あり)

DDT、PFOS及びその塩・PFOSF

3. 附属書Cに掲載されている物質について、非意図的生成から生ずる放出を削減

ダイオキシン、ジベンゾフラン、ヘキサクロロベンゼン、ペントクロロベンゼン、PCB

※ 締約国会議の決定により改正される附属書の発効は、国連事務局が各締約国に通報してから1年後であり、それまでに国内で担保するための所要の措置を講ずる。

4. その他の措置

- POPsを含むストックパイアル・廃棄物の適正管理及び処理
- 国内実施計画の策定
- 新規POPsの製造・使用を予防するための措置
- POPsに関する調査研究、モニタリング等
- 途上国に対する技術・資金援助の実施

5

POPs条約の対象物質

条約締結時の対象化学物質(12物質)

ダイオキシン、ジベンゾフラン 意図せずに精製される副産物等

アルドリン、ディルドリン、ヘキサクロロベンゼン、エンドリン、クロルデン、ヘプタクロル、DDT、マイレックス、トキサフェン 農薬・殺虫剤

PCB 工業化学品

COP4(2009年)で追加 (9物質群・12物質)

意図せずに精製される副産物等

ペンタクロロベンゼン、クロルデコン、リンデン、 α -ヘキサクロロシクロヘキサン、 β -ヘキサクロロシクロヘキサン 農薬・殺虫剤

PFOS及びその塩、PFOSF
テトラブロモジフェニルエーテル、
ヘキサブロモジフェニルエーテル、
ヘプタブロモジフェニルエーテル、
ヘキサブロモビフェニル 工業化学品

COP5(2011年)で追加

農薬・殺虫剤 エンドスルファン

COP6(2013年)で追加

工業化学品 ヘキサブロモシクロドデカン

残留性有機汚染物質検討委員会(POPRC)

POPRC9

○日時:2013年10月14日～18日 ○場所:ローマ(イタリア)

○会合の成果(関係分)

- ・ 条約への新規POPs物質の追加

- ポリ塩化ナフタレン(PCN) [主な用途:エンジンオイル添加剤、防腐剤等農薬、殺菌剤] 塩素数が2～8の物質を附属書A(廃絶)及び附属書C(非意図的生成物質の排出の削減)へ追加することをCOPに勧告することを決定。(※塩素数3～8は化審法第一種特定化学物質に指定済み)
- ヘキサクロロブタジエン(HCBD) [主な用途:溶媒] 附属書A及び附属書Cへ追加することをCOPに勧告することを決定。(※化審法第一種特定化学物質に指定済み)

POPRC10

○日時:2014年10月27日～30日 ○場所:ローマ(イタリア)

○会合の成果(関係分)

- ・ 条約への新規POPs物質の追加

- ペンタクロロフェノール(PCP)及びその塩及びエステル類 [主な用途:農薬、殺菌剤] 電柱・腕木に係る使用・製造の適用除外を付したうえで、附属書A(廃絶)に追加することをCOPに勧告することを決定。 7

POPs条約第7回締約国会議(COP7)結果概要

○日時:2015年5月4日(月)～5月14日(金) ○場所:ジュネーブ(スイス)

○会議の成果

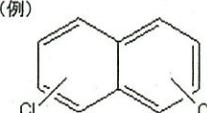
- ・ 条約上の規制対象物質の追加: POPRCの勧告を踏まえ、以下を決定
→ポリ塩化ナフタレン(PCN)(塩素数2～8を含む):附属書A・附属書Cに追加
ヘキサクロロブタジエン(HCBD):附属書Aに追加
ペンタクロロフェノール(PCP)とその塩及びエステル類:附属書Aに追加
- ・ 条約附属書A(廃絶)又は附属書B(制限)の現行の適用除外の評価
- ・ 条約の有効性の評価

○次回(COP8)開催:2017年4月23日～5月5日、ジュネーブ(スイス)

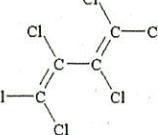
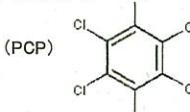
- ・ 今回同様、3条約(ストックホルム条約・バーゼル条約・ロッテルダム条約)連続開催する予定

COP7で条約上の規制対象に追加された物質

○附属書A及び附属書Cへの追加

物質名	主な用途	決定された主な規制内容
ポリ塩化ナフタレン(PCN) (塩素数2~8を含む) ※塩素数が3以上のPCNは 化審法第一種特定化学物質に指定済み	エンジンオイル添加剤、防腐剤等 (例) 	・製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定あり)※1 —ポリフッ素化ナフタレン(フッ素数8を含む) 製造のための使用とそのための中間体としての製造 ・非意図的生成による放出の削減

○附属書Aへの追加

物質名	主な用途	決定された主な規制内容
ヘキサクロロブタジエン(HCBD) ※化審法第一種特定化学物質に指定済み	溶媒 	・製造・使用等の禁止
ペンタクロロフェノール(PCP)とその塩及びエスル類※2	農薬、殺菌剤 (PCP) 	・製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定あり)※1 —電柱とその腕木への使用とそのための製造

※1 個別の適用除外の規定については、その効力が発効した日から5年を経過した時点で、その適用除外の効力が失われる。

日本として当該用途を適用除外とするか否かについては、今後、国内で検討。

9

※2 PCPを有効成分とする農薬については、農薬取締法における登録が平成2年に失効済み。

国内対応の今後の予定

- ① 塩素数2以上のポリ塩化ナフタレン並びにペンタクロロフェノールとその塩及びエスル類を化審法の第一種特定化学物質に指定すること、
- ② 個別の適用除外の取扱いに関すること、
- ③ これらの物質が使用されている製品であって輸入を禁ずるものを指定することについて御審議いただき、その結果を踏まえ、化審法に基づく第一種特定化学物質の指定等の必要な措置を講ずる。

平成27年6月8日

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)新規対象物質の化審法第一種特定化学物質への指定について(諮問)

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について(付議)

平成27年6月19日

第155回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会(厚生労働省、経済産業省との合同審議)で審議開始

平成27年秋目途 輸入禁止製品について具体的に検討

平成28年※1 TBT通報※2・パブリックコメント等を経て、化審法施行令を改正・施行

※1 国連事務局から各締約国への附属書への物質追加に関する通報の送付日(未定)から1年以内の施行が求められている。

10

※2 世界貿易機関(WTO)の貿易の技術的障害に関する協定(TBT協定)に基づき、WTO事務局に本件を通報しWTO加盟国から意見を受付。